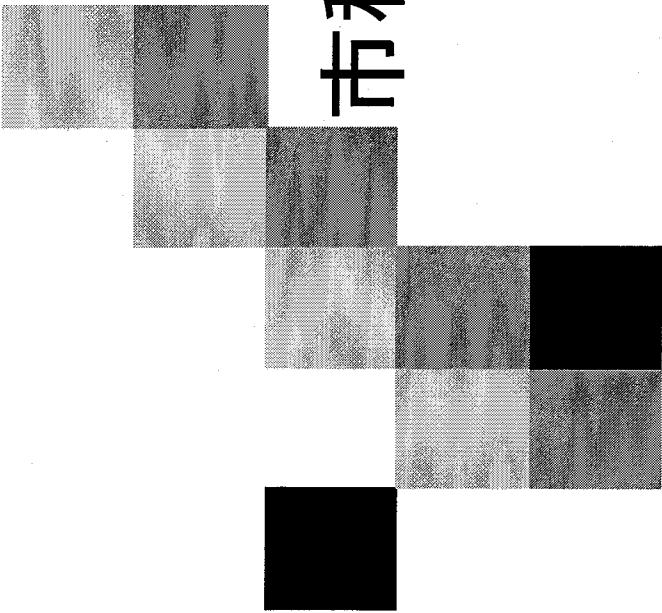




市税の減免措置の見直しについて

大阪市財政局税務部(案)

平成24年8月

はじめに

市税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、市税条例並びに市税条例施行規則において減免事由等を定め、実施しています。

市税の減免措置、特に公益上の必要性から講じられる減免措置は形を変えた財政支援であり、直接支出である補助金等と同じ効果を有していますが、これまでその効果について補助金等を合わせて検証されることはありませんでした。また、予算に組み込まれている補助金等に比べ、予算に組み込まれない減免措置は、その透明性が低いとの指摘があります。

このような状況を受け、市政改革プラン・アクションプラン編においては、隠れた支援や見えにくい支援の排除として、「市税及び使用料等の減免措置の見直し」を掲げ、「市税の減免措置及び不動産の使用料や貸付料の減免措置を通じた財政的支援について、支援の目的と減免額（支援額）を見える化する」とともに、その必要性を再点検し、ゼロベースの見直しを行う」こととしています。

そこで、現在実施している市税の減免措置について、本市の政策上の位置づけを明確にするとともに、今日的な状況の中での財政支援の必要性及び減免措置による支援の必要性を検討しながら、市税の減免措置の見直し方針をとりまとめました。

今後、この見直し方針に従い、関係規定の整備を行うとともに、継続する減免措置について“見える化”を図るための措置を検討してまいります。

3-(3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除

3-(3) (イ)市税及び使用料等の減免措置の見直し

【戦略】

市税の減免措置及び不動産の使用料や貸付料の減免措置を通じた財政的支援について、支援の目的と減免額(支援額)を見える化するとともに、その必要性を再点検し、ゼロベースの見直しを行う。

【取組】

①市税に係る減免措置及び不動産の使用料等の減免措置について、減免(財政的支援)の目的と減免額(支援額)を公表する。

②減免(財政的支援)の必要性を再点検するとともに、その効果を検証し、
・市税の減免については廃止を原則に見直す。
・不動産の使用料等については減免の廃止や最適化を図る。

【スケジュール】

①平成24年度に実施

②平成24年度中に再点検と検証を行い、平成25年度から見直し

【成果目標】

平成24年度 減免措置状況を公表
平成25年度 減免の廃止や最適化を本格的に実施(契約等の次回更新までに完了)

市税の減免措置状況

◎現行の減免措置一覧は別表のとおり

◎平成23年度減免実績

税 目	納税義務者件数 (件)	減免額 (千円)
個人市民税	3,179	81,022
法人市民税	1,411	66,378
軽自動車税	3,562	21,809
事業所税	329	365,303
固定資産税・都市計画税	76,064	1,051,977
合 計	84,545	1,586,489

※ 平成24年4月1日時点で廃止されている減免については含まない。

※ 納税義務者数は、軽自動車税については台数、固定資産税・都市計画税については区別、資産別にカウントしている。

市税の減免措置見直しの基本的な考え方

1 市税の減免措置を講じる場合

地方税法上、市税の減免措置を講じることができる場合は、大きく次の3つに分けられます。

A 天災その他特別の事情がある場合

震災、風水害、火災その他これらに類する災害があり、これらの災害によって納税者がその財産について甚大な損失を被った場合です。

B 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者や公的扶助に準じて考えられるような扶助たとえば社会事業団体による扶助を受けている者をいいます。

C その他特別の事情がある者

- ① 上記A、B以外の事由で客観的にみて担税力を喪失した者等
- ② 公益上の必要があると認められる者をいいます。

2 見直しの基本的な考え方

市税の減免措置の見直しの基本的な考え方は次のとおりです。

- A 天災その他特別の事情がある場合
現行、災害減免として規定しています。
→**継続**
- B 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
現行、生活保護法の扶助等を受けている者に対する減免として規定しています。
→**継続**
- C その他特別の事情がある者
 - ① 上記A、B以外の事由で客観的にみて担税力を喪失した者等
→**原則継続**。なお、**継続分についても社会情勢の変化等に応じ基準の見直し**。
② 公益上の必要があると認められる者
現在実施している減免措置について、本市の政策上の位置づけを明確にするため、各所属に対して今日的な状況の中で財政支援の必要性等について照会を実施しました。
照会結果を踏まえて次のとおり整理します。
→**財政支援の必要性を求める所属がない場合、原則廃止**
財政支援の必要性を求める所属がある場合に、市税の減免措置によることが必要かどうか検討

※その際、市政改革プラン「補助金等の見直し調整方針」も参照。

◎ 市税の減免措置を講じる必要がある場合

(固定資産税)

ア 本市の事業遂行に伴い、所有する固定資産の使用収益ができない場合で、かつ、固定資産税相当額を補償が必要な場合

- ・本市が固定資産税相当額を補償する必要がある場合、行政コストを考慮し、減免措置を講じる。

イ 本市の政策遂行上、固定資産を保有し、事業を実施することが必要であり、かつ、固定資産税額自体を軽減することが財政支援として必要な場合

- ・固定資産を保有すること自体が必要である場合、財政支援としてその保有に係るコストである固定資産税相当額を軽減する方策は考えられる。
- ・ただし、特定の範囲の者に対して、固定資産税相当額の全部(又は一部)の軽減を一律に実施することが効果的な場合に限定される。

(法人市民税)

- ・公益を目的とする事業・活動を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する法人で、収益性がない場合

(軽自動車税)

- ・軽自動車の使用が福祉の増進に寄与しており、かつ、一律の支援が必要な場合

◎ 減免理由別影響額(平成23年度減免実績)

(単位:千円)

税 目	A 災害減免	B 生活保護等	C① 担税力考慮	C② 公益性	合 計
個人市民税	1,658	18,260	61,104	0	81,022
法人市民税			7,466	58,912	66,378
軽自動車税	0			21,809	21,809
事業所税				365,303	365,303
固定資産税・都市計画税	4,508	16,026	8,669	1,022,774	1,051,977
合 計	6,166	34,286	77,239	1,468,798	1,586,489

※「A、B、C①、C②」は4頁の分類に従っている。

3 見える化のための措置

隠れた支援や見えにくい支援の排除のため、次のような措置を講じることを検討又は要請します。

ア 減免措置は継続とするもの

引き続き、市税の減免措置を継続する場合であっても、政策上の位置づけを明確にし、見える化を図るため、減免相当税額を各所属予算として示す仕組みを検討します。

イ 新たな減免措置の創設

今後、新たな減免措置を創設する(特に公益上の必要性から創設する)場合、政策上の位置づけを明確にし、見える化を図るため、各所属予算として要求する仕組みを検討します。

ウ 今回、減免措置は廃止とするもの

市税の減免措置は廃止するものの、各所属において財政支援が必要と判断される場合には、当該所属の予算の中で対応を要請します。

補助金等の見直し調整方針(抜粋)

○補助金

◇性質別分類ごとの調整方針

- 団体運営費補助
 - ・原則廃止 なお、必要に応じて事業費補助への転換
- 施設運営費補助
 - ・原則補助率上限1/2の徹底
- 施設整備事業補助
 - ・市独自加算の原則廃止など個別精査
- 借入額の利子等償還に対する補助
 - ・個別精査
- イベント、大会等事業補助
 - ・PDCAの観点で事業効果検証を徹底するなど個別精査
効果が認められないものは原則廃止
- その他事業補助
 - ・原則補助率上限1/2の徹底などを個別精査
 - ・インセンティブ補助については、
 - ◆厳格に効果検証を実施し、事業効果の乏しいもの
 - ◆社会情勢の変化等により役割を終えたもの
 は廃止
 - 個人に対する補助など
 - ・対象者の募集要件や、認定方法について検証するなど個別精査